

平成 27 年度第 1 回東郷町総合教育会議議事録

1 日 時

平成 27 年 5 月 19 日（火）午後 3 時 00 分 開会

午後 3 時 35 分 閉会

2 場 所

東郷町役場 2 階第 4 会議室

3 出 席 者

町 長 川瀬 雅喜

委 員 長 ハンフリーズ やす子

委員長職務代理者 伊井 光子

委 員 相羽 繁生

委 員 小出 直美

教 育 長 谷 直衛

4 欠席委員

なし

5 事 務 局

企 画 部 長 : 島川 雅彦

企画情報課長 : 加藤 靖雄

6 説明のため出席した職員の氏名

教 育 部 長 : 近藤 秀己

生涯学習課長 : 中根 一郎

学校教育課長 : 磯村 元彦

給食センター所長 : 山領 孝

【事務局】

それではみなさま、全員お揃いの方ですので、ただいまから第1回東郷町総合教育会議を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、町長からご挨拶を申し上げます。

【町長】

改めまして、みなさま、こんにちは。今日は、教育委員会の後と聞いておられて、大変長い時間会議をやっていただくということで申し訳ないと思いますが、よろしくお願いします。今日は、先ほど司会が言いましたように総合教育会議第1回目の開催です。すでにご承知のように、今年度からこういう会議を始めなさいと国の方からの要請がありました。

この教育委員会制度改革は、大きくは、町長部局に総合教育会議を設けること、教育大綱を作るという話、あとは教育長と教育委員長との権限に整合性を持たせること、この3点かと思います。私どもも教育大綱については、今後皆様方のご意見をいただいて、我がまちの大綱を作っていきたいと思っております。

教育を取り巻く環境は複雑になってきていると思います。学校の施設整備につきましては計画的に順次進めさせていただいています。今年度も東郷中学校の大規模改修工事、東郷小学校のトイレ洋式化等々進めさせていただきます。また、間もなく体育館の吊り天井の工事も始まります。ハードの部分では順調にいつているのではないかと思います。私どもの目的別の予算の用途をみますと、教育費は18パーセントくらいになっております。これは調べていただくとわかると思いますが、愛知県でもトップクラス。ただ、教育費というくくりの中身はそれぞれの市町の事情があって多少凸凹していると思いますが、教育費にかける我がまちのウェイトは大変高い位置づけでやっているというのが現状です。今後も皆様方のご意見をいただきながら我がまちの教育環境整備に努めていきたいと思っております。

国の財政健全化策を見ていると教員を4万人減らすという話であります。これは大変なことだと思います。生徒児童が少なくなっていく現実はあるものの、これから4万人の先生を減らすことはなかなか勇気のいることだと思います。生徒児童が少なくなっていく、そうすると教育を支援する環境が大きく変わっていく。人口が減っていく、子どもが減っていくということはたいへん由々しき問題だと思っております。男女共同参画ではいつも言われております。女性の社会進出なくして、経済の現状維持は難しいというのも否定できないことだと思っています。子育て支援、特に教育という部分についてはしっかりと取組ませていただきたいと思っております。

今後私どもの企画部と教育部が協働して東郷町の教育について、いろいろな議論の場を設けさせていただきたい。ぜひ今後、我がまちの「総合教育」について、いろいろご意見がいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、当会議の議長は町長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

【町長】

それでは、このあと設置要綱について説明があると思いますが、その中で、総合教育会議の議長は町長が務めるとなっているようでありまして、さっそく私が議長を務めさせていただきます。

先ほどのような申し上げましたが、私どものまちの教育が何か課題があるか、問題があるかということについて、私が感じているということはありません。それをさらによくしようという風に思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

では早速協議に入りたいと思います。今日は大きく2つ協議事項があります。

まず、1つ目の（1）東郷町総合教育会議の運営についてであります。さっそく事務局から説明をお願いしたいと思います。では事務局は説明してください。

【事務局】

はい。それでは次第、資料1から5まで。資料1 東郷町総合教育会議設置要綱、資料2 平成27年度東郷町総合教育会議開催要領（案）、資料3 教育委員会制度改革について、資料4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）、資料5 第5次総合計画概要（抜粋）です。

それでは資料1の東郷町総合教育会議設置要綱をご覧ください。東郷町総合教育会議設置要綱についてご説明申し上げます。

要綱の趣旨でございますが、第1条としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題やあるべき姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進していくため、東郷町総合教育会議の設置に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条では、所掌事務といたしまして、1つ目が東郷町の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、2つ目が東郷町の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置、3つ目に児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の3つを協議及び事務の調整等を行うものとしています。

組織ですが、第3条で、会議は町長及び教育委員会をもって構成するとなっています。

第4条では、会議は町長が招集するものとしています。第6条になりますが、この会議は公開としています。また、第7条でその議事録の作成と公表ということです。以上です。

なお、お手元資料２、平成２７年度総合教育会議開催要領(案)として、運営の概略についてお示ししております。その中の１開催日等ですが、開催日は、委員の方が役場にお越しになる、教育委員会開催日といたします。

また、(３)本年度の開催回数ですが、年３回程度とし、第２回目以降は今後調整のうえ、決定したいと考えております。

【町長】

ただ今、事務局より、東郷町総合教育会議設置要綱及び総合教育会議開催要領(案)の説明がありました。ご意見、ご質問はありますか。特に所掌事務の３番目ですか。「児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合」とありますが、これがまさに制度改正の原点でありまして、やはり子どもたちの生命の安全、特にいじめ、このことについては、しっかり対応していかなくてならないと思っています。

最近ではスマートフォンに代表される、通信機器を用いたいじめが結構増えていると聞いています。なんとか防止をしなければならないと考えています。

今年の４月、信州大学の山沢学長が「スマホやめますか、それとも信大生やめますか」と、入学式でおっしゃって、大変話題になりました。その学長がスマホを知らないかという、あの方は電子工学の専門家で、スマホを作った人の一人だそうです。そういう方がスマホは百害あって一利なしと、断言していますね。スイッチを切って、友達と話をし、本を読み、議論をなささいというお話をされました。やはりそういったことに関しては、我々がしっかりとガイドラインをつくって行かなければならないと思います。

事務局の説明で、何かご質問はありませんか。

【委員】

結構です。特にありません。

【町長】

では、ご承認いただいたということで、よろしいですね。

【委員】

異議ありません。

【町長】

ありがとうございます。

【事務局】

それでは、総合教育会議開催要領(案)の(案)をご削除願いたいと思います。こういった形で今後運営させていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【町長】

冒頭で申しましたように、要綱では議長は町長が務めることになっていますので、引き続き、議長を務めさせていただきます。それでは、総合教育会議の概要を説明いただきます。

【学校教育課長】

協議事項（２）、教育の大綱について。お手元の資料、３と４を併せてご覧ください。冒頭、町長の方から説明がありましたように、この「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」につきましては、昨年の６月にこの法律が公布され、平成２７年４月１日から法律が施行されました。この法改正であります教育委員会制度改革について少し説明させていただきます。

改正の背景及び目的として、いじめ、体罰、教科書等を契機として、現行の教育委員会制度における課題が顕在化したことにより、法改正が行われました。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることと、緊急の必要がある場合は文部科学大臣が教育委員会に対し指示できることを明確化することを目的としたものです。

改正は４つの大きなポイントがあります。

ポイント１としまして、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を設置し、責任を明確にするものです。この改正により、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消し、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図れること。

続いて、ポイント２。教育委員による教育長のチェック機能を強化する。これは教育委員会の審議の活性化が図れることを期待したものです。

教育長の職務をチェックする機能として、教育委員の定数の３分の１以上の教育委員から請求があった場合には、教育長は会議を招集しなければならないという旨の規定がされております。また、会議の透明化のため原則として会議の議事録を作成し、公表することになっておりますが、現在も議事録の公表は行っております。

ポイント３。首長が設置する総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行う。公の場で首長が教育政策について議論することができる。協議・調整により首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができる。首長が教育行政に果たす責任と役割が明確になる。

このポイント３が、まさにこれから開いていくという総合教育会議で、それについて説明させていただきます。

教育行政において、予算の編成、執行それから条例案の提出等、教育行政に大きな役割を首長は担っております。しかし、首長と教育委員会の意思疎通を図るための場が十分でなかったこともあり、地域の教育の課題やあるべき姿を共有で

きていないのではないかという課題も一方でありました。

このことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、今回、総合教育会議というものを設置することになりました。

資料4、概要版の右側をご覧ください。

会議の位置づけと構成員というのがありますが、先ほど設置要綱で構成員がありましたけれども、総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっております。

従いまして、会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものということになっております。

しかし、首長と教育委員会はそれぞれ執行機関であります。総合教育会議の場で協議・調整は行いますが、決定を行うものではないという位置づけになっております。

続きまして、それでは総合教育会議の中でどういったものを協議、調整していくのかというと、右側ページ、下段に記載しております。

ポイント4、教育に関する大綱（教育の目標や施策の根本的な方針）を首長が策定する。地方公共団体としての教育政策の方向性が明確化される。大綱は首長と教育委員会が協議・調整を尽くし策定するものとなっています。

この首長と教育委員会が協議・調整すべき事項の1番目として、大綱の策定に関する協議というのが、法律に定めてられております。教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は首長が策定するということが位置づけられています。

策定には教育行政に混乱が生じないようにするため、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことということも、法律でうたわれています。

続きまして、協議すべき事項の2番目ですが、「教育条件の整備等重点的に講ずべき措置」として、想定される事項として、学校施設整備、教員定数の配置等の教育条件整備に関する施策に対し、首長と教育委員会の事務が連携し、優先すべき施策と予算確保を図ることで、具体的施策を進めるための協議・調整が必要な事項とされております。

3番目として、「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」として、いじめ、自殺の防止対策、交通事故に対する対策、災害発生時の対応の中の児童生徒の安全確保に対する対策等の重大事案で、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に講ずべき措置についての協議・調整があります。

これは、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項としましては、特に1つ目としていじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合。2つ目として、通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合等が、該当する事項と想定されます。

また、法律第50条で、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化しています。

以上、総合教育会議の概要についての説明とさせていただきます。

【町長】

総合教育会議の位置づけといいますか、町長部局と教育委員会のそれぞれの関係といいますか、今後どういう位置づけで進めていくかということの説明がありました。何か、ご意見ご質問は、ございますか。

【委員】

特にありません。

【町長】

それでは、この総合教育会議の中で、作っていかなくてはならない、いわゆる教育大綱について、どういう手順でどのようなものをとということで、事務局の説明をお願いします。

【学校教育課長】

教育委員会制度改革について説明しましたように、まず協議すべき事項の大きな柱の一つとして、大綱の策定に関する協議というのが、法律に定めてられています。

これは、教育行政における地域住民の意向をより反映させるという観点から、地方公共団体としての大綱は首長が策定するものということで位置づけされています。

教育委員会との合意までは必要としていませんけれども、教育政策に関する方向性を明確化することで、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くし、首長が策定するということが、法律でうたわれているところです。

この大綱につきまして、大綱にはどのような事項を定めれば良いのかということになりますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。

東郷町には今現在、この法律の中にうたわれている大綱はありませんので、今後この大綱を策定していく必要があります。

一方、町の最上位計画である総合計画というのがあります。まさにその総合計画にうたわれている教育行政との整合性を図りながら、この大綱を策定していくというような内容になってくると思っております。この総合計画の策定に当り総合計画の126ページをご覧くださいますと、審議会委員名簿にありますように、教育委員長が参加いただいております。

総合計画の第2章における、東郷町が目指すまちの基本目標Ⅱ13ページにな

りますが、「次代を担う子どもたちの生きる力を育み、交流が活発なまち」としまして、15ページになりますが、7つの項目が掲げてあります。

資料5をご覧ください。それらをまとめたものが、総合計画の概要版12ページから15ページに示されています。

これが本町における総合計画の中で教育に対する将来の目指すべきもの、これは総合計画にもうたわれておりますし、教育行政との整合性を図る上ではこの上ないものと思われまして、このような形を鑑みながら大綱を策定していくことになると考えております。

以上、大綱の説明とします。

【町長】

ありがとうございました。私たちのまちの施策はすべてこの総合計画に網羅されており、これを達成するように施策を進めているわけです。教育についても、この総合計画で触れさせていただいているわけで、それを生かしつつ、新しい形で補完するという立ち位置で作成していったらという事務局の説明でした。

この件について、ご意見がございましたらお願いします。

【相羽委員】

いま、事務局からご説明いただきましたが、町の最上位計画であります総合計画、この中に教育の目指すべきものが書かれてございますので、これをベースに提案通り作られたらいいかと思います。

【町長】

ありがとうございました。今、相羽委員の方からご発言がありましたように、総合計画をベースにしまして、私たちのまちの教育大綱を今後協議して作ってきたい。当然、たたき台、原案を事務局レベルで検討しあってですね、作っていただいて、それを次回の会議でご説明し、ご意見をいただく、こういった作り方で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【教育委員】

異議なし。

【町長】

ありがとうございます。

少しでもいい内容の教育大綱を作らせていただいて、東郷町の教育は進んでいると、こんな町にしていきたいと思います。そして、教育大綱をすぐに作成していくわけですが、よく皆様方と相談して進めていきたいと思います。

以上で本日お諮りする内容についてはすべて終わりました。無事第1回目を終えることができました。事務局の方から何かありましたらお願いします。

【事務局】

次回の総合教育会議につきましては、今後調整の上ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【町長】

教育委員会に引き続き、教育総合会議に出席いただきまして、ありがとうございました。皆様方には今後もしっかりとご意見をいただき、いいものを作っていきたいと思いますので、よろしくお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

本日は長時間、ありがとうございました。